

小規模事業場も年イチ義務化！

ストレスチェック実施 おまかせください!!

ビッグ・
ワンに

昨夏のビッグ・ワンニュースで告知したストレスチェック事業が本格始動。2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により労働者数50人未満の事業場にも義務化されるストレスチェック制度の実施。ストレスチェック制度に取り組む目的や意義とは？

担当の
にしまです



サービスの
流れ

目的はメンタルヘルス不調の未然防止！ メンタルヘルス不調者の発見ではありません

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタル不調になってしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、小規模事業場にとっては**大きな人材の損失**になるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

また、職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**にもつながります。

(厚生労働省「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」より)

保険代理店ビッグ・ワンで実施するメリット



看護師資格を持ち、一定の研修を受けたビッグ・ワン社員二島がストレスチェック実施者として対応いたします。



労働者が50人未満の事業所においては、ストレスチェックの実施を外部機関に委託することで、**労働者のプライバシー**が守られます。



集団分析でストレス状況の把握と、結果をもとにした診断レポート(**いきいきプロフィール**)をお渡しします。



安全配慮義務対策や**労災リスク軽減**だけではなく、万が一の備えまでワンストップで診断いたします。

基本料金

¥33,000 (税込)

+

お一人につき

¥550 (税込)

お問い合わせは

0120-25-1369

担当：二島・大木

01

事前打ち合わせ

事業者または実務担当者の方と行います

02

ストレスチェック実施

受検者名簿の作成、未受検者の受検勧奨、マークシートや同意書の配布・回収等は実務担当者の方へお願いしております

03

受検者から 結果開示同意を確認

※個人結果配布後の確認となります

04

**必要時
個人ヒアリングの実施
と、高ストレス者への
対応打ち合わせ**